

退職共済年金の請求にあたって(記入例)

1 提出書類

(1)~(4)についてはすべての方が、(5)~(9)については該当する方が提出してください。

- 「退職共済年金決定・改定請求書」
- 「年金受給状況等調査票」
- 「戸籍抄本」、「戸籍記載事項証明書」又は「住民票」(いずれも6ヶ月以内に交付されたもの)。
*外国籍の方は「住民票」。なお、住民票を提出した場合、旧姓等の確認のために別途戸籍抄本等の提出をお願いすることがあります。
- 個人番号を記載した場合は「個人番号カード」等のコピー、基礎年金番号を記載した場合は「基礎年金番号通知書」等のコピー。
- 雇用保険に加入している(加入していた)場合は「雇用保険被保険者証」のコピー、60才以降にハローワークに求職の申込みをした場合は「雇用保険受給資格者証」のコピー及び「支給停止事由該当届」(※)、高年齢雇用継続給付を受給していた場合は「高年齢雇用継続給付支給決定通知書」のコピー及び「支給停止事由該当届」(※)
- 請求者が年金を受けている場合は、「年金証書」のコピー及び直近の支給年金額が記載されたもののコピー。
- 請求者が障害給付又は遺族給付を受けている場合(私学共済を含む)は、「年金受給選択申出書」(※)
- 受給権発生後又は受給権発生前から引き続き私学共済制度以外の被用者年金制度に加入したことがある場合は、「被用者年金制度等加入(脱退)・標準報酬等届」(※)
※「支給停止事由該当届」、「年金受給選択申出書」、「被用者年金制度等加入(脱退)・標準報酬等届」が必要な方は、共済事業本部電話相談室又は各ガーデンパレス共済業務課にお申し出ください。
- 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」

2 提出上の注意

- 書類は必ずすべて整ってから一括して提出してください。
- 未記入・誤記入又は添付書類に不備や不足がある場合は、返送させていただくことがありますのでご了承ください。原則として私学共済以外の公的年金制度に加入していた期間にかかる「年金加入期間確認通知書」の提出は必要ありませんが、受給資格期間の確認ができなかった場合などには提出をお願いすることがあります。

退職共済年金決定・改定請求書

○の中に必要事項を記入してください。
*欄は記入しなくても構いません。

| | | | | |
|--------|---|--------------|--|--|
| 24361 | 0 | 13A099900999 | | |
| 290810 | | 040612 | | |

① 支給開始年齢到達により、退職共済年金を請求する。
② 支給開始年齢よりも早く、退職共済年金を繰上げて請求する。(減額による繰上げの退職共済年金)

| | | | | |
|--|----------|---------------|-------------------------|-----------|
| 01 | フリガナ | シ ガク タ ロウ | 英字 | 私学 太郎 |
| ② 個人番号(または基礎年金番号) 123456789000 | | | | |
| 02 | 郵便番号 | フリガナ | 都道府県名・市区町村名までを記入してください。 | 〒 |
| | 981-9999 | ミヤギ センダイ ワカバ | 宮城 仙台 若葉 | |
| 町名・字名以下を記入してください。 | | | | |
| ワカバ マチ ヒガシワカバ 1-2-A-501 | | | | |
| 若葉町東若葉1-2-A-501 | | | | |
| 電話番号 022 999 9999 | | | | |
| 03 | 口座名義人 | フリガナ | 英字 | 受取機関の証明 |
| | | 私学 太郎 | | ゆうちょ銀行の証明 |
| ゆうちょ銀行以外の金融機関 | | | | |
| ユ シ マ | | | | |
| 店名(カタカナで記入) | | | | |
| ブンキョウ | | | | |
| 記号 再発 番号(右づめ) | | | | |
| 0123456 | | | | |
| マイナポータル等で登録している公金受取口座を使用します。 | | | | |
| 雇用保険の加入について記入してください。 | | | | |
| ① 加入あり (被保険者番号) | | 1999-041314-9 | | ② 加入なし |
| 高年齢雇用継続給付の申請について○で囲んでください。 | | | | |
| ① 申請あり (申請日) | | ② 申請なし | | |
| 求職の申し込みについて○で囲んでください。 | | | | |
| ① 申し込みあり | | ② 申し込みなし | | |
| 過去に退職一時金を受けている場合、希望する返還方法を○で囲んでください。 | | | | |
| ① 私は、返還すべき額を年金の支給期ごとにその支給額の2分の1ずつ順次控除することにより返還します。 | | | | |
| ② 私は、返還すべき額を1年以内一括又は分割で返還します。 | | | | |
| 学校法人等 所在地 | | | | |
| 名 称 | | | | |
| 代表者名 | | | | |
| 電話番号 | | | | |

「加入者証」又は「加入者記録票」に記載されている加入者番号を記入してください。

年金請求の事由で該当する番号を○で囲んでください。

個人番号(または基礎年金番号)を記入してください。
基礎年金番号(10桁)を記入する場合は左づめで記入してください。

ゆうちょ銀行以外の金融機関を希望するとき
金融機関名及び店名をカタカナで記入し、
口座番号を右づめで記入し、余白は0(ゼロ)でうめてください。
ゆうちょ銀行を希望するとき
記号及び番号を右づめで記入し、余白は0(ゼロ)でうめてください。

マイナポータル等で登録している公金受取口座を使用する場合は、給付金の送金先を記入の上、をしてください。なお、年金請求書を直接私学事業団に提出した場合、公金受取口座を変更すると私学事業団の口座も変更しますが、他実施機関の口座については、受取金融機関変更届の提出が必要となります。

雇用保険に加入している(加入していた)場合は「1加入あり」を○で囲み、雇用保険被保険者番号を記入してください。雇用保険に加入していない場合は、必ず「2加入なし」を○で囲んでください。「1加入あり」の方は高年齢雇用継続給付の支給申請の有無及び求職の申し込みの有無について必ず記入してください。
※最後の雇用保険の加入から7年以上経過している場合は、「3」を○で囲んでください。

昭和54年12月以前に退職したことがあり、退職一時金を受けたことがある場合は、必ず返還方法を○で囲んでください。
ただし、退職一時金を全額受けており、加入者期間が20年未満である場合は、当該一時金を受けた期間は退職共済年金の算定期間になりません。

請求事由が退職日の翌日以後に生じた場合は、学校法人等代表者の証明は必要ありません。

(この用紙は両面を使用しております。)

決 定 書 号 61-

14010 2022.10

年金受給状況等調査票 (退職共済年金用)

請求者の加入者番号等を記入してください。

Table with 3 columns: 加入者番号又は年金証書記号番号, 氏名, 生年月日. Value: 13A0999-00999, 私学太郎, 大(昭)29年8月10日

1 請求者の年金制度加入経歴

(1) 私学共済制度の加入経歴【一時金全額受給期間、みなし加入者期間(加入者番号90X〜)も含む】

Table with 4 columns: 加入学校名, 加入者番号, 資格取得年月日, 退職年月日. Includes entries for 湯島大学 and 本郷学院.

(2) 私学共済以外の公的年金制度等の加入経歴がありますか? いずれかを必ず○で囲み、その期間がある場合は、古い順に記入してください。

ある (ない) 裏面へお進みください

Table with 3 columns: 制度名(略称名), 加入期間(年月), 備考. Includes entries for 国年 and 厚年.

- (注1) 他の公的年金制度等 ()内は略称
1 国民年金(国年)
2 厚生年金保険(厚年)
3 国家公務員共済組合(国共済)
4 地方公務員等共済組合(地共済)
5 農林漁業団体職員共済組合(農林年金)
6 地方公務員に関する退職年金条例等(条例等)
7 恩給
(注2) 「加入期間」欄は、事業所を変更していても加入制度が同じであれば継続する期間としてください。
(注3) 厚生年金から脱退手当金を受給した期間は、「備考」欄に脱退手当金受給と記入してください。
(注4) 国民年金の加入経歴は、第2号被保険者期間以外の期間を記入してください。

(裏面へ続く)

(3) 社会保障協定について(該当する方のみ記入してください)
日本以外(海外)の年金制度に加入したことがある場合は、次の項目を記入してください。

Table with 3 columns: 国名, 加入期間, 相手国についての年金請求書類の送付を今回希望しますか? Value: ドイツ, 1976年4月~1979年3月, 希望する

2 請求者の年金受給状況

(1) 現在、公的年金(障害、遺族を含む)の決定を受けていますか。該当する箇所を○で囲んでください。

- 1 受けている
2 請求中
3 受けていない

①決定を受けている年金について、年金証書等の書類を確認のうえ、決定の内容を記入してください。

Table with 5 columns: 制度名(略称名), 年金の種類, 年金証書等の記号番号, 支給開始の年月, 現在の年金額. Value: 厚年, 障害厚生, 1234-567890-1350, H16年10月, 1,600,000円

②請求中の年金について、該当する内容を次のア・イに記入してください。

ア. 退職・老齢の年金を請求中

Table with 3 columns: 制度名(略称名), 請求年月, 繰上げ請求 ※. Value: 厚年, R4年5月, しない:する

※「繰上げ請求」とは、一定の減額がある代わりに、本来の支給開始年齢より早く年金を請求することをいいます。

イ. 遺族又は障害の年金を請求中

Table with 4 columns: 制度名(略称名), 年金の種類, 支給開始の年月, 年金概算額

3 配偶者について記入してください。

Table with 2 columns: 氏名, 生年月日. Value: 私学花子, 大(昭)平28年2月2日

(1) 配偶者は公的年金(障害、遺族及び恩給を含む)の決定を受けていますか。該当する番号を○で囲んでください。

- 1 受けている
2 請求中
3 受けていない

(2) 配偶者が公的年金の決定を受けている又は請求中の場合は、年金証書等を確認のうえ、決定(予定)の内容を記入してください。

Table with 6 columns: 制度名(略称名), 年金の種類, 年金の算定月数, 年金証書等の記号番号, 支給開始の年月, 支給の有無. Includes entries for 厚年 老齢厚生 and 私学共済 退職共済.

以上のとおり報告します。

令和4年6月12日

日本私立学校振興・共済事業団 理事長殿

請求者氏名

私学太郎

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記入方法

以下をご確認のうえ、年金からの所得控除（寡婦控除、障害者控除、配偶者控除、扶養控除などの人的控除）を希望される方のみご記入ください。

- 年金からの人的控除を希望されない方は、扶養親族等申告書の記入をせずに提出してください（記入がない場合でも、本人分の公的年金等控除・基礎控除が適用されます）。
- 老齢年金は、所得税法の規定により、その支払いを受ける際に源泉徴収が行われます。請求する年金からの人的控除を希望する際には、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」（以下「申告書」といいます）を提出する必要がありますので、氏名、生年月日、住所、基礎年金番号、加入者番号、電話番号をご記入のうえ、以下の「記入上の注意事項」を読んで、必要事項をご記入ください。
- この申告書に記入した扶養親族等の状況に応じて所得控除を行い、源泉徴収税額の計算を行うことになります。また、所得税法の規定により、あなたと扶養親族等のマイナンバー（個人番号）を必ずご記入ください。請求者ご本人のマイナンバーを記入した場合、マイナンバーカード、住民票（マイナンバー記載のもの）または通知カード（記載内容に変更がないものに限ります）のいずれかのコピーを添付してください。
- 老齢年金から源泉徴収される所得税は、給与所得のように年末調整が行われないことから、その年に納付すべき税額との差額は確定申告により精算する必要があります。例えば、給与等の所得のある方が、その給与等の支払者に提出した「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記入した扶養親族等と同じ扶養親族等をこの申告書に記入した場合には、双方の所得について重複して所得控除が行われることになるため、確定申告により所得税額を納付することになる場合があります。

記入上の注意事項

※下記の所得金額または所得の見積額とは、収入から給与所得控除額や公的年金等控除額を差し引いたものです。

- 「年間所得の見積額」欄は、年金を請求する年の所得金額（見積額）をご記入ください。例えば、給与所得がある場合、給与の収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額となります。年間所得の見積額に退職所得が含まれている場合は、「摘要」欄にその方の氏名と退職所得がある旨、及び退職所得を除いた所得金額をご記入ください。
- 源泉控除対象配偶者のうち、合計所得金額が48万円以下で、かつ年金を請求する年の12月31日現在で70歳以上の場合は、「老」を○で囲んでください。

「源泉控除対象配偶者」とは、年金を受ける方（合計所得金額が900万円以下の方に限ります）と生計を同じくする配偶者で、合計所得金額が95万円以下の方のことをいいます。婚姻届を提出していない方は控除対象配偶者にはなりませんのでご注意ください。

- 「控除対象扶養親族（16歳以上）」欄は、扶養親族のうち、年金を請求する年の12月31日現在で16歳以上の方をご記入ください。
 - ・12月31日現在で19歳以上23歳未満の方については「特定扶養親族」に該当しますので、「特」を○で囲んでください。
 - ・12月31日現在で70歳以上の方については「老人扶養親族」に該当しますので、「老」を○で囲んでください。
- 「扶養親族（16歳未満）」欄は、扶養親族のうち、年金を請求する年の12月31日現在で16歳未満の方をご記入ください。
 - ※16歳未満の扶養親族については、扶養控除の対象外となりますが、障害者に該当する場合は障害者控除が適用されます。

「控除対象扶養親族（16歳以上）」欄及び「扶養親族（16歳未満）」欄に記入する「扶養親族」とは、年金を受ける方と生計を同じくする配偶者以外の親族で、合計所得金額が48万円以下の方のことをいいます。

- 源泉控除対象配偶者・扶養親族等の「住所または居所」欄は、「同居」・「別居」どちらかを○で囲み、別居の場合は住所または居所を記入してください。
- 国外にお住まいの扶養親族等がある場合の提出方法
控除対象となる配偶者または扶養親族が非居住者（※1）の場合は、その方の「非居住者」を○で囲み、住所または居所を記入し、親族関係書類（※2）を申告書と一緒に提出してください。
 - ※1「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない方をいいます。
 - ※2「親族関係書類」とは、次の①または②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの配偶者または親族であることを証するものをいいます。なお、これらの書類が外国語により作成されている場合には、日本語での翻訳文も必要になります。
 - ①戸籍の附票の写し、その他の国または地方公共団体が発行した書類及びその配偶者または扶養親族の旅券の写し
 - ②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類（その配偶者または扶養親族の氏名、生年月日及び住所または居所の記載があるものに限ります。）
- 国外にお住まいの配偶者以外の扶養親族がいる場合の記入方法
配偶者以外の扶養親族が非居住者の場合は、その方の「非居住者」を○で囲み、住所または居所に続けて、その方が①～④のいずれかに該当するかをご記入ください。該当しない場合、控除は受けられません。親族関係書類を申告書と一緒に提出してください。
 - ①対象者の年齢が30歳未満または70歳以上である。
 - ②対象者が①に該当せず、留学のため国内に住所を有しなくなった（留学生であることを証明する書類の添付が必要です）。
 - ③対象者が①に該当せず、障害者に該当する。
 - ④対象者が①に該当せず、年金受給者より、その年において、生活費または養育費に充てるための送金を年間38万円以上受ける見込みがある。

- 「障害者」欄は、受給権者本人、同一生計配偶者（年金を受ける方と生計を同じくする配偶者で、合計所得金額が48万円以下の方）、扶養親族で障害者に該当する方がいる場合ご記入ください。
 - 普通障害者の場合は「普通」、特別障害者の場合は「特別」を○で囲んでください。「手帳の種類」「等級」「交付年月日」欄は、身体障害者手帳等をご確認のうえご記入ください。

特別障害とは、身体障害者等級が1級または2級に該当するか、重度の精神障害等をいい、普通障害とは、特別障害以外の障害をいいます。

- 「寡婦等」欄は、あなたが寡婦の場合は「寡婦」、ひとり親の場合は「ひとり親」を○で囲んでください。

「寡婦等」とは、受給者本人の所得が500万円以下で、夫や妻と死別、離婚、生死不明又は未婚であり、以下の要件に該当する場合をいいます。

| 区分 | 受給者本人の所得 | 受給者本人の性別 | 扶養親族等の要件 | 状況 |
|------|----------|----------|-------------------|---------------|
| 寡婦 | 500万円以下 | 女性 | 扶養親族や生計を一にする子がいない | 死別・生死不明 |
| | | | 扶養親族（子以外）がいる | 死別・離婚・生死不明 |
| ひとり親 | | 女性・男性 | 生計を一にする子がいる | 死別・離婚・生死不明・未婚 |

※再婚している場合（事実上婚姻関係と同様である場合を含みます）は、該当しません。

※生計を一にする子とは、他の方の同一生計配偶者または扶養親族とされておらず、所得（年金を請求する年）の見積額が48万円以下の子をいいます。

※ご本人や扶養親族の所得見積額が基準額を超える場合、退職所得を除くと基準額以下となる場合は、「地方税（個人住民税）控除のみ」欄の「寡婦」または「ひとり親」を○で囲んでください。

- 提出年より前に年金が受けられる場合は、過去の年分の扶養親族等申告書をすべて提出していただくことになります（過去の年分については申告書のコピーにてご提出いただけます）。